

# 総務市民委員会 会議録

=====  
日 時 平成30年6月13日（水曜日）  
午後1時30分開会 午後3時3分閉会  
場 所 第3委員会室

---

## 日 程

### 1 開 会

### 2 委員長挨拶

### 3 協議事項

- (1) 議案第49号 土浦市行政組織条例の一部改正について
- (2) 議案第50号 土浦市税条例の一部改正について
- (3) 議案第51号 土浦市さわやか環境条例の一部改正について
- (4) 議案第57号 平成30年度土浦市一般会計補正予算（第1回）～歳入全部，歳出中第4款（衛生費），第8款（消防費），第2表継続費補正，第3表地方債補正
- (5) 議案第60号 財産の取得について（常備消防用災害対応特殊救急自動車購入）

### 4 その他

- (1) 各種委員会等委員の選出
  - ・土浦市男女共同参画推進委員会委員・・・・・・・・・・1名
  - ・土浦市都市計画審議会委員・・・・・・・・・・1名
- (2) その他

### 5 閉 会

---

## 出席委員（8名）

委員長	平石	勝司
副委員長	島岡	宏明
委員	沼田	義雄
委員	久松	猛
委員	吉田	博史
委員	海老原	一郎

委員 篠塚 昌毅  
委員 今野 貴子

---

欠席委員（1名）

委員 矢口 迪夫

---

説明のため出席した者（26名）

市長公室長	船 沢	一 郎
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	小松澤	文 雄
議会事務局長	塚 本	哲 生
消防長	飯 村	甚
消防次長	相 澤	浩
秘書課長	細 野	賢 司
政策企画課長	山 口	正 通
財政課長	佐 藤	亨
広報広聴課長	羽 成	健 之
総務課長	真 家	達 成
人事課長	今 野	修
管財課長	渡 辺	善 弘
課税課長	羽 成	信 明
納税課長	大 橋	博
市民活動課長	飯 泉	貴 史
生活安全課長	下 村	浩
市民課長	松 本	陽 子
環境保全課長	水 田	和 広
環境衛生課長	五 来	顕
会計管理者	根 本	陽 一
議会事務局次長	川 上	勇 二
監査事務局長	天 谷	太
消防総務課長	檜 山	保 明
予防課長	谷田貝	修
警防救急課長	嶋 田	邦 彦

---

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

---

傍聴者 (なし)

---

○平石委員長 ただ今から総務市民委員会を開催いたします。

まず、委員会の服装ですが、クールビズが実施されておりますので、軽装で行うことといたしますので、上着は脱いでいただいて結構です。また、会議室内での飲食は禁止となっておりますが、熱中症予防といたしまして、飲料水を許可いたします。

それでは、協議事項に付託された議案の審査に入ります。議案第49号土浦市行政組織条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

○山口政策企画課長 議案第49号土浦市行政組織条例等の一部改正についてでございます。現在、旧新治庁舎跡地に給食センターの整備を進めておりますが、その建設にあたりまして敷地の面積及び位置を明確にするため敷地部分の土地を分筆したことに伴いまして、新治支所、保健センター新治分室、及び新治トレーニングセンターの位置、地番が変更になることから、関連する4つの条例の一部を改正するものでございます。改正の内容については、土浦市行政組織条例の新治支所の位置の変更。土浦市公告式条例の新治支所掲示板の位置の変更。土浦市保健センター条例の保健センター分室の位置の変更。土浦市新治トレーニングセンター条例の新治トレーニングセンターの位置の変更でございます。いずれも土浦市藤沢990番地から990番地1に変更となるものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○沼田委員 道路は廃道にしてある訳ですね。

○山口政策企画課長 はい。

○沼田委員 建物は建っているのか。

○山口政策企画課長 こちらは建物は建っておりません。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第49号土浦市行政組織条例等の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第49号土浦市行政組織条例等の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第50号土浦市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

○羽成課税課長 6月5日に官報により、今回の生産性向上特別措置法の施行日が公布されましたことから、議案書の訂正がございました。内容は、この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から施行するということでございます。これが公布の日から施行するという訂正となりますのでよろしくお願い申し上げます。税条例の一部改正についてご説明します。改正の趣旨ですが、地方税法等の一部を改正する等の法律が3月の通常国会において可決成立をしております。土浦市税条例の一部改正をお願いするものでございます。今回提出する案件は、平成24年度の税制改正に

より導入された地域決定型地方税制特別措置法。通称わがまち特例に関する改正で、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資を支援するものでございます。改正の内容は、今後3年間の平成33年3月31日までに取得した先端設備の償却資産の固定資産税額を3年間ゼロにするものでございます。固定資産税は平成31年度から平成34年度の期間となります。条例の改正内容は付則第13条の2第19項を新設に条例で定める課税標準の特例割合をゼロと定めるものでございます。対象となります先端設備と申しますのは、年率3%以上の労働生産性の向上を見込む機械装置・測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備等で、市の先端設備等導入計画の認定を受けたものが対象となります。施行日は条例の公布の日から施行します。説明は以上でございます。

○久松委員 先端設備等導入計画はできているのか。

○羽成課税課長 現在、商工観光課の方で国の方に申請をしております、結果はまだきておりません。計画を国に申請をしている状況でございます。

○久松委員 施行日は公布の施行日からとなっているんだけど、これはいつなんですか。

○羽成課税課長 施行日は先日の官報により6月5日に公表されているので、6月5日に生産性向上特別措置法は施行されております。

○久松委員 計画は6月5日に間に合わなければならないということだね。

○羽成課税課長 現在、国に申請しているところです。

○久松委員 6月5日からこの法律は施行されて、条例も施行されるわけでしょ。

○羽成課税課長 条例は公布の日からということになりますので、議会で議決していただいて、それからの公布になります。

○久松委員 支障はないということ。国の認定が間に合わなくても。施行の日間に合わない場合があるんでしょ。

○羽成課税課長 国に申請をしておりますので、今のところ条例が施行できないと、申し込みも受けられない状況です。

○久松委員 この前の事前で対象が18社、376万ぐらい。これは固定資産税が税収減になる。この分の国からの措置はあるのか。

○羽成課税課長 交付税等の措置は特にありません。今のところ見ておりません。

○久松委員 国が勝手に法律を決めて、固定資産税を取らなくていいよと言って、補填の財源が無くては、自治体はたまらないよね。

○佐藤財政課長 交付税で減った分は直接措置されるわけではないんですけど、収入が減るので、収入と支出の差が国税でその分75%なんですけれども交付税が理論上増えるということです。

○久松委員 理屈の上では交付税措置はされると。

○佐藤財政課長 特別交付税とかで措置されるというわけではなく。といわれています。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第50号土浦市税条例の一部改正について

ては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第50号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第51号土浦市さわやか環境条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○五来環境衛生課長 条例改正の趣旨でございますが、旅館業法が改正され、6月15日に施行されますことから、同法の用語を引用している箇所の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、旅館業法ではホテル営業、旅館営業を分けておりましたが、営業種別を統合し、旅館・ホテル営業となりましたことから、用語を引用して観光客に対する空き缶等の散乱防止についての啓発について規定している箇所の改正を行うものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第51号土浦市さわやか環境条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第51号土浦市さわやか環境条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第57号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)～歳入全部、歳出中第4款(衛生費)、第8款(消防費)、第2表継続費補正、第3表地方債補正を議題といたします。

まず、歳入及び第3表地方債補正については関連がございますので一括して執行部より説明をしていただき、その後歳出をお願いします。

○佐藤財政課長 一般会計歳入歳出予算ということで、今回の補正予算の全体でございます。歳入歳出総額で1,640万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。歳入を項目ごとにご説明申し上げます。15款国庫支出金でございますが、民生費国庫補助金でございます。こちらは本年10月から生活保護費の見直しということで、生活保護費、大学進学の一時的支給というものが改正になっているもので、システム上の生活保護基準の見直しが必要になりまして、事業費、委託料につきまして国庫補助金2分の1が補助されるものでございます。歳入補正は162万の2分の1。81万円を国庫補助金として補正するものでございます。つづきまして、国庫交付金でございます。こちらにつきましては、教育費国庫交付金でございます。学校給食センターの再整備事業で3年間の継続事業でございます。こちらは総事業費で37億2,995万4,000円の大きい事業でございますが、再整備事業の交付金を当初見込んでおりましたところ、不採択となったことから国庫交付金の減となったものでございまして、今年度は進捗率が低いということで1,602万4,000円の国庫交付金を乖離するところでございますが、全体、こちらにつきまして、ご説明をしたいと思います。歳出も絡んでしま

ますが、補足で説明いたします。学校給食センター再整備事業の財源校正ということで、この後地方債補正もありますのでご説明申し上げます。学校給食センター再整備総事業費でございますが、総計ですが、37億2,995万4,000円というところでございます。工事費・工事監理費、厨房機器が3年間かけて行う部分ということで、こちらは交付金に絡む部分でございますが、32億2,131万7,000円で、建設工事、厨房機器が交付金の対象ということでございます。次に交付金の対象関係経費の財源更正ということで、財源内訳とございますが、国庫支出金というところを見ますと3億8,161万8,000円を見込んでいたところ、補正後はゼロということでございます。30年度の今回の補正は1,600万、地方債の730万というところでございます。これが全体でございます。戻りまして、県支出金でございます。こちらは民生費補助金でございます。県の医療福祉制度、マル福でございますが、小児の入院の助成の対象が本年10月から18歳高校卒業相当年齢というところまで拡大されることによりまして、県補助金が増になるということでございます。事業費でございますが、扶助費が補助対象でございますが、200万3,000円でその2分の1。1,000万円と、したがって県補助金は増額分を補正するものでございます。4目農林水産業費県補助金でございます。こちらにつきましては、人農地プランというものが作成されている町、農業基盤がしっかりした地域というところでございますが、担い手として中心となる農業者に対して農業用施設の導入補助を行っているものでございます。それに対する県補助金の増ということで、こちらについては対象の方1名ということでございまして、事業費として補助金、歳出でございますが、レンコン栽培用ハウス購入1,430万くらいのハウスでございますが、それに対する補助金は要項上の上限額300万ということでございまして、市の方も300万と。したがって300万の10分の10でございまして、県補助金は300万の補正増をするものでございます。つづきまして、繰越金でございますが、こちらは今回の補正予算、一般会計が歳出が歳入を上回ったことにより、一般財源の不足分を補助していくものでございます。21款諸収入でございます。商工費の受託事業収入というものでございまして、こちら200万でございますが、これにつきましては、広域サイクルーズ運航実証実験事業でございますが、つくば霞ヶ浦りんりんロードにおきまして、県と共同で行うサイクルーズ。船に自転車を乗せて運航するというもので、ラクスマリーナに委託をするというもので実証実験を行うということで、県からの受託業務の収入と、県も受託金として歳入するというものでございます。委託料でございますが、前期4月から8月を土浦市が行うというものでございまして、9月から3月までが茨城県が行うという形でございますが、全体としては土浦市がラクスマリーナに委託をするという。県から受託金として200万円を受け取るということでございます。続きまして、同じく21款諸収入の雑入でございます。消防団員への退職報償金受入金の収入でございます。こちらにつきましては、当初予算、1月ですが退職がまだ決定していなかった方の3名が退職するということになったので、計上しておりませんでした退職報償金について事業費として歳出を補正するというもので、それに伴いまして共済基金から受け入れ金が入りますのでその分を歳入として入れているというも

のでございます。事業費補助164万3,000円。歳入の方が161万3,000円と。3万円の差額がでておりますが、こちらにつきましては、共済基金と市条例の本部員に対して支給基準の違いによるものでございます。つづきまして、市債でございます。衛生費債につきましては、汚泥再処理センター、衛生センターの再整備でございますが、歳出の方でもご説明がありますが3年間継続事業でございます。20億7,932万円の事業でございます。こちらにつきましては、本年度分の事業に必要となる部分に対して、現在の管理棟の解体について、使用できなくなってしまうということで、リース料に対して全体の工事の一部ということで、起債対象ということで、事業費にございますとおり、192万に対しての75%ということで140万円の起債を市債として計上するというものでございます。教育費債でございますが、先ほど国庫交付金の方でもご説明申し上げましたとおり、学校給食センターの交付金が不採択になってしまったと、ということによります増額となる一般財源、これを市債を登録していくというものでございます。市債の補正内容ということで市債発行額ということで当初は9,140万交付税措置があった起債でございましたが、補正後は9,870万ということで交付税措置の無い一般の起債を増額して計上するものでございます。本年度につきまして、その差額730万円の市債を発行していくというものでございます。関連がございます地方債補正でございます。こちらにつきましては、一般会計の全体の地債を定めた詳細についても市債の増額補正もございますことから、当初予算の計上しました、予算の表から870万の増額補正をしていくというものでございます。以上で一般会計補正予算歳入全部及び地方債補正の説明は終わります。よろしく申し上げます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○久松委員 民生費のシステム改修費というのは具体的にどういうことをやっているのか。

○佐藤財政課長 生活保護の基準が毎年変わりますので、現在システムの入力で、1人分の生活保護費が変わるのですが、具体的にどのようなものが変わるのかというと、先ほど申し上げましたとおり、大学進学する場合の自宅通学の場合10万円。自宅外から通学している場合30万円がプラスされるというものから、全体の最低生活基準と比べて生活扶助費を毎年見直していく。今回5年に1回の大きな基準改正でございます。毎年4月に基準改正がございまして、そちらは当初予算に盛り込まれておりますが、10月なのでその分を補正するというものでございます。

○平石委員長 先ほど、消防団員が退職したとありましたけれど、本部員の方が1名退職されているのですが、その場合新たに登用するとか補充するのですか。教えてください。

○嶋田警防救急課長 1名退職された方につきましては、1名補充しております。

○吉田委員 給食センターの補正についてなんだけれども、隣のつくばも弾かれちゃったんだよな。県内では八千代だけだっけか。八千代が唯一通ったということなんだけれどどうなんだろう。

○佐藤財政課長 茨城県の方では公表していないんですよ。その様らしいです。県内4



市町が手を上げたということで、その中でも優先順位があつて、財政力指数で高い、低いところかららしいです。基本的に国内でもかなり手を上げたところが多くて、基本は給食センターがないところが一番優先で、茨城県は給食センターがない市町村はないので、全くない所から作るというのは結構都市部に多く、横浜とか東京の方が意外とないということです。

○吉田委員 埼玉とかは学校方式をやってなかったかな。

○佐藤財政課長 学校方式もあるんですけど、給食センターと学校方式は同じで、給食センターがないというのは県内ではないということです。なので茨城県はゼロという可能性もあった訳です。そこは茨城県ががんばってなんとかしていただいたということです。

○吉田委員 配分を考えたんだよな。

○佐藤財政課長 ゼロだと、今後茨城県はなくなってしまうということもあつたりします。

○久松委員 民生費の医療費の補助。これは県補助金の割合は。

○佐藤財政課長 2分の1です。

○久松委員 2分の1。

○佐藤財政課長 所得制限が設けられております。その方しか該当になりません。

○久松委員 そうすると所得制限がかかっているという上で対象人員が3,400人ということですか。

○佐藤財政課長 3,400人というのは全員で、その内見込んでいるのは3,000人です。

○久松委員 所得制限とは具体的にどういうことなんですか。

○佐藤財政課長 具体的に申しますと所得が622万プラス扶養人数です。収入で扶養がゼロの場合830万くらいです。なので大体が該当になってしまいます。9割くらい。

○久松委員 800いくらは収入。

○佐藤財政課長 収入です。扶養がない場合です。扶養がいるともう少し上がります。

○久松委員 大体カバーされるの。

○佐藤財政課長 9割くらいは入るのではないかと考えております。3,400人の内3,000人はカバーできるのではないかと思います。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(なし)

○平石委員長 続きまして、歳出について説明願います。第4款衛生費及び第2表継続費補正については、関連がございますので一括して説明をしていただき、その後、第8款消防費の説明を願います。

○五来環境衛生課長 汚泥再生処理センター整備事業でございます。1番補正理由です。老朽化が著しい衛生センターを、循環型社会形成に資する目的で、汚泥再生処理センターとして整備するものでございますが、本年度公募型プロポーザルにより施工業者を決定し、31年3月に契約を締結するため仮設管理棟リース料等の補正、この後ご説明申

します本体工事及び工事監理業務の継続費設定を行うものでございます。2番補正予算額の歳出が現年度予算でございます。4款衛生費3項清掃費4目衛生センター費でございますが、8節報償費では、外部のプロポーザル選定委員1名、3回分の謝礼9万9,000円を補正増するものでございます。14節使用料及び賃借料では、仮設管理棟のリースを、当初予算では3月から実施する予定でございましたが、管理棟解体工事の前倒しに伴いまして、9月からリースを行いますことから6ヶ月分、192万円の補正増となります。続きまして第2表継続費補正をご説明申し上げます。4款衛生費3項清掃費です。管理棟解体に伴う仮設管理棟のリース料が30年度から32年度の3カ年。本体工事及び工事監理業務が31年度32年度の2カ年。総額で20億7,932万円の継続費の設定を行うものでございます。3番継続費補正の内容でございますが、新しい施設の必要処理規模は1日あたり33.8k1といたします。再資源化方式といたしましては、清掃センターで使用する助燃剤といたします。水処理方式といたしましては、脱水液を生物処理した上で下水道に放流をいたします。本体工事の発注方法は、性能発注による設計施工一括発注方式。選考方法といたしましては、公募型プロポーザルを実施いたします。工事期間は31年3月から33年3月といたしまして、33年度から新施設を稼動いたします。また、本事業といたしましては、循環型社会形成推進交付金及び震災復興特別交付税の対象施設となっております。4番は事前委員会におきまして、篠塚委員よりお求めがありました必要処理規模の算定基礎でございます。現在衛生センターで処理してございます土浦地区のし尿浄化槽汚泥。石岡クリーンセンターで処理してございます新治地区のし尿浄化槽汚泥。更には沢辺地区農業集落排水施設の濃縮汚泥量から1日あたりの施設搬入量27k1を算出いたします。1年の中でも搬入量の多い月、少ない月がございますので、計画月最大変動係数1.25を掛けまして算定をしたものでございます。また、同じく篠塚委員より湖北環境衛生組合からの脱退に向けたスケジュールのお求めがありました。現在の石岡クリーンセンターは平成17年3月に竣工したもので建設の際の起債の償還が終了する31年度末までは脱退をしない旨の4市の申し合わせがございます。また、汚泥再生処理センターの完成が先ほど申しましたように32年度末となっておりますので、1年の開きがございますので、今後調査検討を進めまして、市内部での意思決定。構成市間の協議を経まして脱退時期を定めてまいります。そのため現時点でのスケジュールをお示しできない状況でございます。実際の脱退に当たりましてはすべての構成市の議会、組合議会における議決、県知事の許可が必要となるものでございます。今後総務市民委員会そして組合議員の皆さまには随時状況を報告させていただきます。スケジュールもお示しできる段階でお示ししたいと思いますのでご理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○海老原委員 計画月最大変動係数の1.25の積算根拠は。

○五来環境衛生課長 過去7年間の搬入実績を見まして、その中で少ない月、多い月の平均を算出したものでございます。

○吉田委員 プロポというのは業者は結構金がかかるんだよな。模型を作ったりとか、

業者もそれなりにお金がかかるんだけど、これは設計施工が一括方式ということは、よくわからないんだけど、こういう施設をやる業者というのはどういう業界のところなの。

○五来環境衛生課長 こちらは専門のプラントメーカーが受注をしております。

○吉田委員 国内にはどのくらいあるの。

○五来環境衛生課長 大手5・6社と聞いております。

○久松委員 し尿で処理量の実績と予測が書いてあるけれども、予測は33年度だけで、その先の予測はどうなんですか。

○五来環境衛生課長 基本計画の中ではさらに10年くらい先の予測も出してございます。今後、将来的な人口減少と下水道接続、浄化槽設置など過去の実績値を加味して推計しております。平成44年度ではし尿が約4割減少いたします。ただし、浄化槽汚泥は1割減程度に留まるという予測をだしております。合わせて2割弱の減少と見込んでおります。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(なし)

○平石委員長 続きまして、第8款消防費の説明をお願いします。

○檜山消防総務課長 平成30年度一般会計補正予算非常備消防一般管理事業についてご説明申し上げます。消防団員の退職報償金の補正理由につきましては、当初予算は平成30年1月末現在の退団者数27名分にて算出しておりましたが、3月末で3名が新たに退団したため、補正を行うものでございます。歳出の補正額につきましては、8節報償費、補正前1,021万6,000円に対し補正後は1,185万9,000円となり、3の積算根拠の記載とおおり3名分、164万3,000円分の補正をお願いするものでございます。土浦市消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例、第2条に基づく支給額の表を添付してございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第57号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)～歳入全部、歳出中第4款(衛生費)、第8款(消防費)、第2表継続費補正、第3表地方債補正は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第57号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)～歳入全部、歳出中第4款(衛生費)、第8款(消防費)、第2表継続費補正、第3表地方債補正は、原案どおり決しました。

次に、議案第60号財産の取得について(常備消防用災害対応特殊救急自動車購入)を議題といたします。

○渡辺管財課長 常備消防用災害対応特殊救急自動車購入でございます。目的をご覧ください。ただきますと、平成19年度に南分署に配備されまして、現在までの走行距離約21万キロとなっております。性能の低下及び老朽化している救急自動車を今回買い替える

ことによりまして消防力の維持向上をはかるものでございます。契約金額につきましては税込みで3,774万6,000円。納入期限は平成31年3月15日まで。契約予定者といたしまして、茨城日産自動車株式会社が相手方でございます。今回の高規格救急自動車につきましては、特殊車両のため製造元が限られており対応可能な2社であります茨城トヨタ自動車と茨城日産自動車を選定しまして、見積合わせの方をいたしました。見積合わせの結果といたしましては、茨城日産自動車が契約の相手方となったものでございます。予定価格は税抜きで3,600万円。落札率については97.08%という結果でございました。概要は排気量が2,500cc、ガソリンエンジンで乗車人員は8名。さらに4輪駆動方式の救急車でございまして、装備品としましては自動体外式除細動器をはじめ心電計及び心電図転送装置、酸素吸入装置などを搭載した車両でございまして、緊急消防援助隊への登録車両となりまして、他市町村で災害が起きた場合にはこちらが派遣されるものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○海老原委員 確認なんだけれど、特殊なのはわかるんだけどトヨタと日産以外は作っていないということなのか。

○渡辺管財課長 こちらの救急自動車については2社のみが対応できるということです。

○吉田委員 高い救急車なんだから大事に使って欲しい。

○檜山消防総務課長 市の財産なので大切に使います。

○沼田委員 特殊車両ですが、車検はどうなっているんですか。

○檜山消防総務課長 消防に関しては8ナンバー、改造車両として使用しておりますので、基本的に2年が車検期間となっております。

○沼田委員 業者も特殊な業者に頼むのですか。

○檜山消防総務課長 一般の車検ができる業者でしたらやっていただければと思います。その他の内部の故障に関しては、それぞれのメーカーに出しているところです。

○沼田委員 消防職員で普通免許を持っていないという方はいるのですか。

○檜山消防総務課長 採用の時に普通免許を要するものとなってございますので、全員持っております。

○久松委員 免許証の話だけれども、道路交通法が変わって、普通車で運転できるトン数が変わったよね。それに対する影響はないですか。

○檜山消防総務課長 消防職員に関しては、普通免許はもちろんのこと特殊車両に関してはすべて大型免許を取得ということで常備消防に関しましては今のところ免許に関しての要望はございません。

○久松委員 消防団の方も大丈夫。

○嶋田警防救急課長 消防団の方ですが、調査をいたしまして、消防団の車両を運転するものに関しては全部免許はクリアしております。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第60号財産の取得について（常備消防

用災害対応特殊救急自動車購入)は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第60号財産の取得について(常備消防用災害対応特殊救急自動車購入)は、原案どおり決しました。

以上で、当総務市民委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

その他執行部から何かございますか。

○佐藤財政課長 事前総務委員会において吉田委員の方から今回補助金の検討委員会を行うに当たり平成30年度の対象の一覧を提出してほしいとの要望がございましたので、別紙でご用意いたしましたのでご覧いただければと思います。こちらにつきましては、補助金の年度と創設の年度と平成24年度に補助金の検討委員会を行ったときの結果、平成30年度の予算でございます。補助金の検討委員会でございますが、議会終了後の今月20日に第1回を予定しております。9月末に最終の決定をいただくことになっております。以上でございます。

○平石委員長 その他執行部から何かございますか。

○下村生活安全課長 委員の皆さまのお手元に土浦市空家等対策計画を配布させていただいております。昨年度、空家等対策による対策をより総合的、計画的に推進するために、今回久松委員さんにも協議会の委員として入っていただきましたけれど、不動産、建築に关します学識経験者で構成いたします土浦市空家等対策協議会で協議をいただきまして、空家等の発生抑制、空家等の利活用の促進、管理不全空家等の放置解消などを定めた計画となっております。ご供覧いただきますようお願いいたします。

○平石委員長 その他執行部から何かございますか。

○嶋田警防救急課長 消防団配備車両及び分団員の免許取得状況を添付資料の方に付けさせていただきました。29年の11月に免許等の改正がございましたことから調査した内容でございます。以上でございます。

○沼田委員 空家は何件くらいあるんですか。

○下村生活安全課長 29年度末は、適正に管理されている空家が416件、管理不全空家が424件となっております。

○沼田委員 弁護士等を使って適正に管理してもらっているんでしょ。29年度末でどのくらい決定されるんですか。

○下村生活安全課長 委員さんがおっしゃっているのは財産管理人制度という形で、土浦市が昨年度固定資産税の滞納があるということで、亡くなった方で相続人がいないという方が1人いました。その方に対する家庭裁判所に行って税金の納付と合わせて建物の管理もかなり酷かったので、相続財産管理人制度ということで、裁判所に申し立てを行いまして弁護士が財産管理人になりまして、建物の解体、土地の処分というような形で動いております。どのようになったかというのは弁護士からは聞いておりません。今のところその1件です。

○沼田委員 弁護士を通じて亡くなられた空家についてはやっている訳ですよ。余剰金が出たと、この場合余剰金は国、国庫に入るわけ、それとも土浦市の方に入るわけ。

○**下村生活安全課長** 市でなく、国の方に入ります。たまたま財産があつて、家庭裁判所に申し立てをしていったケースですけれども、今後は所有者がいて、所有者に法律に則った勧告まで行ってやらない場合には代執行というような形で空家法の中では進んでいくような形になります。その前に特定空家という位置づけが必要になってきますのでこれからの話しになってきます。

○**沼田委員** 持ち主がいますと、その時の余剰金というのは持ち主の方に返還されるのですか。国庫の方に入るわけですか。

○**下村生活安全課長** そこまでは把握しておりませんが、所有者がいれば所有者の方にいくと思います。

○**篠塚委員** 消防の件で、今日の茨城新聞に県議会の防災環境産業委員会かな。準中型免許が必要となつたとでているんですけど。地域の事情を踏まえた車両方針に取り組むことが重要と書いてあつたんですけども。土浦市では新しい消防車、普通免許でも乗れると、今後更新事業を行っていくときには、こちらでいくのか、今免許を持っていない方に助成をしていく方向でいくのか。どのようにお考えなのか。

○**檜山消防総務課長** 申し遅れましたが先ほどの免許所得状況の裏面に先日行われました東京ビックサイトでメーカーから普通免許でも乗れる消防車が発表されたところでございます。そのパンフレットを参考までにお付けしました。今後の車両の更新計画なのですが、今のところはっきりした値段はわからないのですが、こちらの車両は従来の車両に100万程度高いとメーカーから聞いております。今現在、消防車の更新に関しては、かなり難しい状況でございまして、できるだけ乗れるだけ乗ろうというような方針計画でございまして。そのため、予備車はきちっとしたものをそろえてございまして。今後の更新に関しましては、免許を取ってもらった方が費用対効果は安いと思うのですが、いろいろな検討材料があると思いますので、これから検討に入りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○**篠塚委員** 議会報告会があつたときに、救急車を出勤させていただいたのですが、2階ということで搬送の手伝いをさせていただく方もいると思いますが、腰の負担が結構あるので大変だと思うのですが、つくば市でHALを導入して実験しているのを見たんですが、土浦市では今後検討していくことはあるのですか。いろいろなメーカーがでていますので、負担軽減ということで考えていく計画はありますか。

○**檜山消防総務課長** こちらに関しても今実験的につくば市で行っていることは私も承知してございます。つくば市の消防本部に費用対効果等を伺いながら土浦市消防本部でも今後考えて行きたいと思っております。

○**平石委員長** 消防団員の免許所得に助成していくことになると思うのですが、若い方だとオートマ限定の方もいると思いますので、団の車両がマニュアルしかないという場合に自己負担も増えるケースも出てきますので、そのようなところも検討していただけたらと思いますので、合わせてよろしく願いします。

○**今野委員** 空家問題の関連で、空家の樹木。空き地で個人の方で持っている方が竹林になっているのですが、伐採をしてもらえなく、枝が民家にかかっているところがあり、

市に陳情で伺っていったら市はどうしようもない。個人の所有である場合は、住民の方が個人の方をお願いしてほしいと。個人の所有の方の名前は教えていただけるのかと聞いたら、そちらで調べてくださいということでした。樹木は、市ではできないと聞いたのですが、その現状と対策を考えているのか教えてください。

○**下村生活安全課長** 空家に関しての樹木に関しては、生活安全課が窓口として対応しております。その場合には所有者を調べて苦情があった旨の通知文を出します。

○**今野委員** 空家ではなく、空き地の場合はどうなんですか。

○**五来環境衛生課長** 空き地の場合は草とか灌木についてはさわやか環境条例というものがございますので、危険があれば対応をしておりますが、樹木だけということになりますと、空き地ということであれば市としての対応はできないというお答えとなってしまいます。

○**今野委員** 雑草と樹木はちがうということで、木の方がかなり被害は大きいのではないかと推測はするのですが、それに対する改善策ということは考えていますか。

○**五来環境衛生課長** 樹木につきましては、全国的な問題でございまして、どこの市町村も横並びの対応になっているものと認識しておりますので、土浦市だけ特別な対応というのは考えてございません。

○**今野委員** 一律ということなんでしょうけれども、樹木では困っている方たちもたくさんいるので、市の方で持ち主の方に封書で連絡するとかも視野に入れていただいて要望いたします。

○**吉田委員** 空き地から個人の敷地内に枝が生えているとなった場合、持ち主は枝を切ってしまうても法的に問題はないのか。

○**五来環境衛生課長** 民法上、財産権がございますので、無断で切ることは問題があると思います。

○**小松澤市民生活部長** 課長が言ったように、上空に出ているものは、民法上は勝手に切れない。ただ、地面から出ているものは切ってもいい。矛盾するところなんですけれども、民法上の解釈はそのようになっております。

○**吉田委員** 切っちゃだめ。

○**小松澤市民生活部長** 勝手に切ると訴えられる可能性がある。

○**島岡副委員長** 消防団は土浦市に住んでいないとだめでしたっけ。

○**嶋田警防救急課長** 土浦市に住んでいなくても大丈夫です。住んでいるか、働いているか。

○**久松委員** さっきの立ち木の話なんだけれど、財産権の問題で切ると抵触することなんだけれども、持ち主の道義的な責任というのは問われてしかるべきだと思うんだよね。その辺はどうなんですか。

○**小松澤市民生活部長** おっしゃるとおり、道義的責任はあると思います。所有者の考え方に委ねられてしまうというのが大きなところだと思います。仮に枝が腐って落ちた場合の管理責任というのは所有者に問われると思います。葉っぱが落ちてきて樋が詰まってしまうというのは中々難しいのかな。ですから釈然としないところはありますが、

そのような解釈となっております。

○久松委員 真鍋の八坂神社の周辺の住民は雨樋に葉っぱが詰まって困っているんだけど、神様だからなんともいえない。

○平石委員長 その他、執行部から何かございますか。  
(なし)

○平石委員長 委員の皆さんから何かございますか。  
(なし)

○平石委員長 執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。  
(執行部退室)

○平石委員長 以上で、当総務市民委員会に付託された全ての案件の審査は終了しました。それでは、日程に沿いましてその他、各種委員会等委員の選出につきまして、ご協議をお願いいたします。

まず初めに、土浦市男女共同参画推進委員会委員、1名を選出願います。皆さまいかがでしょうか。今は、今野委員がなってございます。

(意見なし)

○平石委員長 そのまま再任ということで、今野委員よろしく願います。

次に、土浦市都市計画審議会委員、1名を選出願います。皆さまいかがでしょうか。今は、今野委員がなってございます。

(意見なし)

○平石委員長 そのまま再任ということで、今野委員よろしく願います。

次に、議会だよりの掲載について、何かありましたらご意見を願います。

○篠塚委員 10番の土浦を流れる川の汚れと霞ヶ浦の影響についての回答なんですが、意見が条例や国交省との連携と書いてあるので、条例はさわやか環境条例とかがあるので、回答だと下水道の普及により川の水質は以前と比較して良くなっていると。質問と合わないのではないかと。条例があるので条例のもとに取り締まっていますとか、議会としても注視していきますということでないといけないのではないかと思います。井戸水を使っているから大丈夫だという問題でもないと思いますので、川の浄化については、刈り払い機の貸出しとか、市民委員会とかで行っているじゃないですか。それを入れて協働のまちづくりを推進しているけれども、というようなことを書いてはどうですか。総務市民委員会の所管です。そのようにしてはいかがでしょうか。

○吉田委員 最後の美化活動についても公民館や周辺住民の方によるゴミ拾いなどを行っているとか、関係ないのでは。

○篠塚委員 協働のまちづくり推進委員会でやってるじゃないですか。政策について提案しているとか、意見を交わしているとか、環境を守るためにいろいろな意見を交わしているということを議会としてやっていることを書かないと答えになっていないと思います。

○吉田委員 川の浄化については、川は県が管理しているから、管理している県に対しても議会として要望していくとか。



○平石委員長 ありがとうございます。今ご指摘していただいた分で修正をして、最終日にお示しいたします。

○吉田委員 私の方から委員の皆さまにお聴きしたいんですけども、11番の消防長の人事についてなんだけれども、議会基本条例とかなんかを見ても議会としては介入しないということになっているんだけど。現在の消防長が事務方から行ったのがもう10年以上前なんです。まず第1号が秘書課長をやっていた中川新衛さん、次が総務部長をやっていた土肥さん、その後建設部長をやっていた青山、市民生活部長の羽成、それから福祉課長をやっていた宇都野、今の飯村、6人目なんです。要するに当初から事務方から消防長が行っていたというのが土浦の本来ではなくて、ある日突然事務方から行くようになった。なんで事務方から消防長に6人行くようになったのかということだけれども、なんで行ったかというのは皆さんわかります。知ってます。

○篠塚委員 おおよその話は。その方の人格的な問題にも入ってしまうのでなんとも言えないですけども。消防本部の署の中で上がっていくのが通例だったけれども、非常に本署と市の連携が取れなくなって、人事もいろいろあってという話があって、そのことで、新治との合併もあったので、ということをちらっと聞きましたけれど、これは情報で、統括していくんだということで当初はそのようだったようです。その方が退職されたいので。

○吉田委員 ほか皆さん知ってます。

○平石委員長 私も今初めて知ったような。

○吉田委員 消防というのは180余名の中で、ずっとやっていると、当時の消防団の本部役員の方からもあれはダメだ、これはダメだ、みたいな事がでた。それではまずいだろうということで、当時水戸もやはり事務方から行っていた。確かにそのような事情だった。それから消防長が6人変わって、消防の方でもあれから10年以上経っているから、職員にアンケートでもなんでもいいよ。アンケートがいいかなと思うんだけど、自分のところから消防長を出したいとか、そのような考えを聞くべきではないかと、委員会として。人事がどうのというのではなくて、これがずっと消防から上がっていった。役所の方からずっとやっていると、いうのであればそれはかまわないと思うんだけど。そういう経緯があったから、今の現状はどうなのか。それを調べて、提言というか。

○篠塚委員 吉田委員の経緯は別として、これから先消防本部と広域消防という話もでている訳ですよ。方向性をどうなんだろうという勉強はしてもいいのではないかと。救急無線は全部広域になっているし。特殊なところじゃないですか。位置関係なんかも勉強していてもいいのかなあと。

○吉田委員 このような回答では、人事に対しては議会は不介入だからわかりません。みたいな、これは市民に対してあまりにも無責任かなあとと思うから。

○篠塚委員 付け加えるなら、消防は重要な、ということで、あり方としても議会として検討していく。という回答だったら非常にいいのでは。

○吉田委員 消防署の職員にアンケートでも取ってみたら。無記名でね。やっぱりいつ

かは消防長になりたいとかさ、そういうことでやっている人もいるだろうし。そういうために県への出向がある。やっているんだよ消防は。3年4年出向して覚える。組織を覚えるみたいなことだからさ。そういうことを議会としても、そういう動き方をしてもいいのかなあと。これは皆さんに聞きたかった。

○島岡副委員長 事務方から出ている。その皆さんしっかりやっているように思えるのですが。どういう人が消防長には適正なのかというのがわかっていないと、なにも技術的な消防の訓練をやってきた人間でなくでもいいのかなと。人の心をちゃんとつかめる人間であればいいのかな。そのような気がいたしまして、それが消防署の中にいらっしやればそれでもいいな、と。

○吉田委員 部長級をもっていってしまうからさ。で、こっちが足りないみたいな。おいおいそれは違うだろうということになるんだよな。

○篠塚委員 広域消防については勉強をしていく必要がある。たまたま人事のランクが今回あったので、合わせて勉強会の中で委員長提案をやって、どのような講師を呼ぶかでもいいですけどやってもいいのでは。

○島岡副委員長 市長がこうだと思ってやっていたら、そうなっちゃいますよね。

○久松委員 議会の委員会として消防にアンケートをとるのは妥当かどうか。よく研究しないとまずいよね。

○吉田委員 私の意見としては議会でアンケートではなくて、執行部に対してアンケートを取れよ、と。そういう提言でいいと思うんだよ。俺らがやることではないから。それは執行部に、もう10年以上なっているから、だから職員の意見もそろそろ聞いてもいいんじゃないの。アンケートでも取れば、ということでもいいんじゃないの。

○平石委員長 アンケートと勉強会については、今後持たせていただきたいと思いますので。

○久松委員 執行部に対して、そういう提案をするということ。

○吉田委員 全会一致ということであれば。

○沼田委員 もう時間だから、いいんじゃないの終わりにして。

○平石委員長 はい。そういうことで。

○篠塚委員 この回答を決めないと。消防の人事についてなんですけれど。専権事項は事実なんだけれど、議会も注視していくみたいな書き方をしないと。市民サービスと捉えられないようことも必要ではないか。

○平石委員長 はい。そのような内容で。

○吉田委員 回答も行数が少なすぎるよ。視察の報告書じゃないんだから。

○篠塚委員 議会だよりで報告するので、文字数が限られてしまうので、このくらいだと思います。委員長、副委員長にお任せします。

○島岡副委員長 消防長の人事についての答え方なんですけど、検討してみます。

○篠塚委員 これは事実なんで。

○久松委員 専権事項ではありますが、議会としても。

○平石委員長 そのような形で。

○篠塚委員 人事不介入とか。そのようなことはいいと思います。

○平石委員長 8, 9, 17はいかがでしょう。

○久松委員 8次総について、議会側の見解はということなんだけれども、議決しているんだよな。承認しているわけだから。実現に向って議会も力を尽くします見たいなことを。10番は全部変えた方がいいな。

○吉田委員 後は任せます。

○平石委員長 その他、委員から何かございますか。

(なし)

○平石委員長 事務局から何かございますか。

○事務局 委員長報告書読合せを6月19日火曜日、9時30分から第3委員会室で行います。また、定例会最終日に懇親会をえびすやで行いますのでよろしくお願いします。会費につきましては、委員会積立金より支出いたします。

○平石委員長 以上で総務市民委員会を閉会する。お疲れ様でした。